

海 外

国 際 機 関

◇ IMF 第 8 次増資および G A B の改組・拡大発効

今般、国際通貨基金 (IMF) 第 8 次増資および一般借入取極 (G A B) の改組・拡大は、発効要件が満された(注)ことから正式に発効した。

(注) (1) 第 8 次増資の発効要件

イ、83年11月30日までにクォータ・シェア70%以上の加盟国の同意通告を理事会が認定すること。

ロ、これをうけて各加盟国が30日以内に払込み手続を完了すること。

(2) G A B の改組・拡大の発効要件

83年末までに旧 G A B 正式メンバー10か国が IMF に同意通告を行うこと。

1. 第 8 次増資(増資額28,975百万 S D R、折込み後の新クォータ総額は90,035百万 S D R)。

増資後の主な各加盟国のクォータ等は次のとおり。

IMF 第 8 次増資後のクォータおよびクォータ・シェア

	増 資 前		増 資 後	
	クォータ (百万 S D R)	同シェア (%)	クォータ (百万 S D R)	同シェア (%)
米 国	12,608	20.66	17,918	19.90
英 国	4,388	7.19	6,194	6.88
西 ド イ ツ	3,234	5.30	5,404	6.00
フ ラ ン ス	2,879	4.72	4,483	4.98
日 本	2,489	4.08	4,223	4.69
カ ナ ダ	2,036	3.27	2,941	3.33
イ タ リ ア	1,860	3.05	2,909	3.23
先 進 国	37,410	61.29	56,089	62.30
開 発 途 上 国	23,650	38.71	33,946	37.70
うち 石油輸出国	6,662	10.92	10,393	11.54
非産油途上国	16,988	27.80	23,553	26.16
計	61,060	100.00	90,035	100.00

2. G A B の改組・拡大

改組・拡大の内容は次のとおり。

(1) 正式メンバーはこれまで準メンバーであったスイス (IMF 非加盟) を加え11か国(なお手続的にはス

イスは84年4月30日までに正式メンバーとして参加する旨の同意書を IMF に寄託の要)。

(2) サウジアラビアから準メンバーとして参加(拠出額15億 S D R、同国は11月30日までに同意通告済み)。

(3) G A B の拠出コミット総額を 6,312百万 S D R から17,000百万 S D R に拡大する(増加額10,688百万 S D R)。なお、国別拠出コミット額は次のとおり。

G A B の国別拠出コミット額

	拡 大 前		拡 大 後	
	拠出コミット額 (百万 S D R)	(注1) 同 S D R 換算 (%)	拠出コミット額 (百万 S D R)	(注2) 同シェア (%)
正 式 メ ン バ ー	米 国	2,000	1,892 (28.26)	4,250 (22.97)
	西ドイツ	4,000	1,434 (21.42)	2,380 (12.86)
	日 本	340,000	1,363 (20.36)	2,125 (11.49)
	フランス	2,715	321 (4.79)	1,700 (9.19)
	英 国	357	505 (7.54)	1,700 (9.19)
	イタリア	343,750	203 (3.03)	1,105 (5.97)
	カナダ	216	166 (2.48)	892.5 (4.82)
	オランダ	724	232 (3.46)	850 (4.59)
	ベルギー	7,500	133 (1.99)	595 (3.22)
	スウェーデン	517	63 (0.94)	382.5 (2.07)
ス イ ス			1,020 (5.51)	
正式メンバー計	—	6,312 (94.27)	17,000 (91.89)	
準メンバー	ス イ ス	865	384 (5.73)	
バ ー	サウジアラビア			1,500 (8.11)
総 計	—	6,696 (100.00)	18,500 (100.00)	

(注1) 1983年9月30日現在のレートで換算。

(注2) () 内は準メンバー (現行スイス、拡大後サウジアラビア) を含むシェア。

米州諸国

◇米国連邦準備制度理事会、「銀行持株会社に関する規制(レギュレーションY)」を改正

1. 連邦準備制度理事会(以下理事会と略称)は12月29日、銀行持株会社(以下BHCと略称)に関する規制(レギュレーションY)を改正する旨発表した(2月6日発効)。

今回の改正は、BHCの企業買収等に関する連銀への申請手続の簡素化、銀行持株会社法における「銀行」の定義の明確化、BHCが連銀の承認を得て営業できる銀行付随業務の追加(5業務)等を骨子とする全面的なものとなっている。主な改正点は以下のとおり。

(1)連銀に対する申請手続について

イ. BHCの非銀行業務を行う子会社ですでに理事会に承認されているものが新たに事務所を開設するに当っては理事会に対する申請は原則として不要とする。ただし、理事会が、当該BHCの財務状況にかんがみ必要と認めるときはこの限りでない。

ロ. BHCは総資産150万ドル以下の既存企業を買収することができる(この場合買収より15日以前の官報<Federal Register>もしくは新聞等で告知する必要)。ただし、被買収企業の業務が当該BHCの業務として理事会によってすでに承認されているもののなかに含まれており、かつBHCの自己資本が理事会の資本充実度に関するガイドライン(57年1月号「要録」参照)を充足するものである場合に限る。

ハ. BHCが本レギュレーションで認められている銀行付随業務を新たに開始する場合の連銀に対する事前通告期間を現行の45日以前から30日以前に短縮する。

ニ. BHCまたは子会社が消費者ローン等を行う金融会社(Finance Company)を買収しようとする場合の申請義務を撤廃する。ただし、①当該BHCまたは子会社が消費者ローン業務等を行うことについてすでに理事会の承認を受けていること、②買収した資産が、250万ドル以下或いは当該BHCまたは子会社の資産の25%を超えないこと、③当該BHCが理事会の自己資本に関するガイドラインを充足していること等の条件を満たしている場合に限る。

(2)銀行の定義について

銀行持株会社法上の「要求払預金」(demand deposit)および「商業貸出(commercial loan)」(注)を以下のように定義する。

(注) 銀行持株会社法上「銀行」とは、要求払預金を受入れかつ、商業貸出業務を行う機関(An organization that accepts deposits that the depositor has a legal right to withdraw upon demand and that engages in the business of making commercial loans)と規定されている。

要求払預金——決済性を有する預金。すなわち、預金者の要求に応じて支払い可能(payable)であり、小切手、振替指図書、譲渡可能払戻指図書(NOW)あるいはその他類似の手段によって引出し可能(withdrawable)な預金。

商業貸出——個人、家族、家計および慈善目的以外に対する貸出で、割賦信用の買取り、コマースペーパー・預金証書(CD)・銀行引受手形(BA)およびその他類似短期金融資産の買取り、ブローカーに対する貸出、フェデラルファンドの放出並びに有利子資産(interest bearing funds)への預託を含む。

なお、上記定義に該当する業務を行う子会社を保有する企業は、①180日以内に理事会にBHCとして登録し、②2年以内に、当該子会社を分離するか、または自己の業務をBHCとして承認される内容に適合させなければならない。ただし、82年12月10日以前に当該子会社を獲得した企業はこの限りではない。

(3)銀行付随業務の追加

理事会が承認することのできるBHCの銀行付随業務として以下の業務を追加する。

- 為替証券(money order)の発行
- 商工業用不動産売買取引の仲介
- 政府債務および一定の金融市場資産の引受、売買
- 外国為替に関する相談及び取引サービス
- 先物取引の仲介

2. 今回の措置は、連銀の規制に伴う金融機関の負担軽減を図るとともに、非銀行による銀行業務参入の動きを規制することを目的としている。すなわち、米国ではこのところ証券業等からの銀行業務参入が相次いでいるが、当該業務の開始にあたっては、中小の銀行を買収したうえ、あえて一部の銀行業務を行わず、銀行持株会社法に定める「銀行」の定義に抵触しない形で、銀行業務にかかる各種規制(注)を回避するケースが目立っていた。これに対して各種規制下にある銀行業界からは強い不満が出ていた。こうした状況下、銀行業を巡る分野調

整・規制問題については、議会でも議論されているが、これまで具体的な進展がないため、理事会としては、本来は議会で決めるべきことながら「こうした銀行業参入の動きは議会で決着を待ってはくれない」として、敢えて「レギュレーションYの改訂」という形で独自の規制措置を講じたものである。

(注) 前述のように銀行持株会社上「銀行」とは「要求払預金を受入れかつ商業貸出業務を行う機関」とされているため、一部には敢えて「当座預金業務のみは行わない」とか「商業貸出のみ行わない」として、規制逃れが横行していた。

欧 州 諸 国

◇EC首脳会議開催

EC加盟各国首脳(E C委員長を含む)は、12月4日から6日の3日間にわたり、ギリシャのアテネにおいて83年第3回目の首脳会議を開催し、歳出の膨張が著しいEC予算の改革問題を中心に討議した。

今次会議では、農業関係支出の合理化(E C予算に占める同支出の割合は6割強)および拠出負担の公平化(E C予算に対する純拠出国<同予算に対する拠出額が同予算からの受益額を上回る国>は西ドイツと英国)が論議の焦点となったが、特にフランスと英国の間の意見調整が難航したため何ら具体的な結論を得られず、結局EC予算の改革問題は84年以降に持越されることとなった(84年第1回目の首脳会議は3月末開催予定、議長国はフランス)。

◇ブンデスバンク、84年の中央銀行通貨量目標増加率を公表

1. ブンデスバンクは、12月15日の定例中央銀行理事会において、84年の中央銀行通貨量の目標増加率(84年第4四半期の前年同期比)を4~6%と83年(4~7%の上半分をねらって運営)に比べ上限を1%引下げの旨決定、発表した。

2. 本件に関して同行では以下のように説明している。

(1)ブンデスバンクは84年には、物価安定政策の目標を損なわず、かつ実体経済の力強い成長を金融面から可能にするような通貨量の拡大に努める方針であり、そのためには84年の中央銀行通貨量の増加率を4~6%とすることが適当と判断した。

(2)この目標は国内景気が先行き一層明確な上昇を示すとみられる中、通貨量が83年中かなり大幅に増加したことや今後我々のねらいどおりのテンポで拡大することを前提とすれば十分ファイナンスできる量であると考えられる。

(3)中央銀行通貨量は、83年夏以降年率約5%の伸びとなっている。84年の通貨量目標は、この程度の通貨量拡大テンポと現在の金融政策運営スタンスの維持を許容するものである。しかしながら、景気回復局面にはいつて2年目を迎える84年は、物価安定の確保に一層強い関心を払う必要がある。

(4)本目標決定にあたっては、84年の潜在生産力(Produktionspotential)成長率を約2%、避け難い物価上昇率を約3%とそれぞれ想定した。

◇西ドイツ議会、84年度連邦予算案を可決

西ドイツの84年度連邦予算案は、12月16日、連邦参議院の議決を経て成立した。

その内容を見ると、審議の過程で次のような追加的な財政赤字削減措置が盛りこまれた結果、赤字額は政府の予算案(58年7月号「要録」参照)に比べ37億マルク縮小(373億マルク→336億マルク)し、80年度以来4年振りに基本法の定める赤字限度(注)内に抑制されることとなった。

- ①農業、建設業等に対する補助金の削減(10億マルク)
- ②政府出資株式の売却(7億マルクの売却益発生)
- ③ブンデスバンク納付金の上方修正(65億マルク→90億マルク)

(注) 基本法によれば財政赤字は原則として予算に計上された投資的支出(84年度の場合には350億マルク強)の範囲を超えてはならないと規定されている。

なお、シュトルテンベルク蔵相は83年度の財政赤字額も、①景気回復テンポの上振れに伴う税収増(15億マルク)、②操短対象労働者数の急減を主因とする雇用対策費の減少等に基づく歳出減(30億マルク)により当初予算をかなり下回る365億マルク程度に縮小する見込みである旨明らかにした。

連邦財政赤字額の推移 (単位・億マルク)

80年度	81年度	82年度	83年度	84年度
271	374	372	365	336
			(見込み)	(予算)
			(当初予算)	(政府)
			410	373

◇フランス政府、84年中の価格規制等方針を発表

1. フランス政府は11月25日、84年のインフレ抑制目標(12月の前年同月比+5%以内)達成を目指し、同年中、概要以下の価格規制等を実施する方針であることを明らかにした(注)。

(注) 社会党政権下のフランスにおける価格規制等の実施状況については、56年11月号、57年2月号、57年7月号の各「要録」、および58年5月号の「国別動向」を参照。

(1)価格規制

工業製品価格およびサービス価格の引上げ率を4～4.5%に抑制する(注)。

本規制は、原則として83年同様、政府・業界間の紳士協定というかたちをとるものとする。ただし、(1)サービス部門については、83年中協定を遵守しなかった業種が多かったため、一部業種を除き政府・業界間の協定を法制化し、協定違反者に対しては罰則を課する。また、(2)協定締結に至らなかった場合は、経済財政予算省が価格を決定する。

(注) 価格引上げ率は、83・84年の2年間を通じて算出されるため、83年中の引上げ率が同年中の協定(おおむね8%前後)を下回った企業については、4～4.5%を上回る引上げが認められる。

(2)小売マージン率規制(法令により施行)

83年中は、①販売品目毎のマージン率規制(82年6月11日現在のマージン率を1%下回るレベルに抑制)、もしくは②総売上高に対するマージン率規制(年平均で81年のマージン率を2%下回るレベルに抑制)のいずれかを業界毎に選択することとされていたが、84年中については、総売上高に対するマージン率規制を全ての小売業界に適用する。ただし、マージン率は、①前年中、総売上高に対するマージン率規制を選択した業界については前年どおり(年平均で81年のマージン率を2%下回るレベルに抑制)とするが、②前年中、販売品目毎のマージン率規制を選択した業界については、若干高目(年平均で82年のマージン率を1%下回るレベルに抑制)とする。

2. 今次措置につき、経済財政予算省では、「インフレ率を主要先進工業国並みに引下げのための政策の一環である。この結果、84年末のインフレ率が5%まで低下した際には、直ちに本規制を撤廃する用意がある」と述べている。

なお、政府では、84年の質上げ率についても、83年同様、インフレ抑制目標並み(83年+8%、84年+5%)に抑えるよう呼びかけている。

◇フランス、為替管理を一部緩和

1. フランス政府は12月7日、以下のとおり、輸出および対外直接投資に係る為替管理を一部緩和する旨発表した。

(1)対外直接投資に係る規制緩和

イ. 年商3.5億フラン以下の中小企業につき、対外直接投資のファイナンスに際しての外貨借入れ義務(100万フラン超の案件につき投資額の100%、57年4月号「要録」参照)を免除する。

ロ. 経済財政予算省による事前許可が免除される対

外直接投資の限度額を従来の100万フラン(56年6月号「要録」参照)から200万フランに引上げる。

(2)輸出代金決済の順便化

銀行小切手により輸出代金を受領し得る限度額を従来の5万フラン(55年7月号「要録」参照)から15万フランに引上げる(それ以外の輸出代金決済はすべて銀行送金による)。

(3)その他

中小輸出業者に対する輸出前貸金融に係る規制緩和等

2. 今次措置につき、フランス政府では、「中小企業による輸出の促進をねらったものである」と述べている。

◇フランス、84年のマネーサプライ増加目標値および直接貸出規制適用要領を発表

1. ドゥローレ経済財政予算相は12月20日、84年のマネーサプライ増加目標値(M₂、84年11月～85年1月の各月末平均の前年比)を5.5～6.5%とする旨発表した。本目標値は、前年度目標値(9%<当初目標値は10%>)、58年1月号および4月号「要録」参照)比かなり低目に抑えられていること、および82年に採用されたレンジ方式が再度採用されている(83年は81年までと同様の単一値方式)ことを特徴点としている(注)。

(注) マネーサプライ増加目標値と実績値

	82年まで：12月末前年比・%	
	目標値	実績値
80年	11.0	9.8
81年	10.0	11.4
82年	12.5～13.5	11.5
83年	9.0	—
84年	5.5～6.5	—

本目標値につき、フランス銀行では、「インフレ抑制が当面の最優先課題であるとの認識に基づき、目標値を同年の名目GDP成長率見通し(政府目標+7.7%<実質成長率+1.0%、デフレーター+6.7%>)以下に抑えることによって、引締め姿勢の強化を明示したものである。内需の停滞を反映して銀行の対民間与信は着着き基調で推移するとみられるため、本目標値は十分に達成可能であると言えよう。なお、レンジ方式を採用したのは、ドル相場の帰趨等、同年の成長率およびインフレ率を左右する不確定要因が多いことに配慮したものである」と述べている。

2. フランス銀行は12月22日、上記マネーサプライ増加目標値と平仄を合わせるかたちで、84年中の直接貸出規制(encadrement du crédit)(注)適用要領を公表した。概要は以下のとおり。

(注) 貸出準備率制度の一環をなす規制で、あらかじめ定められた基準貸出枠を超える貸出が行われた場合、通常の準備率(対象貸出残高に対し一律<現行0.1%>)に加えて、対象貸出残高全体に対し罰則的な追加準備率が課されるもの。追加準備率は、以下2項目の合計に貸出残高が基準貸出枠を上回るポイント数を乗じることにより算出される。

①基準率：0.3%

②割増率：貸出残高が基準貸出枠を0.1ポイント上回るごとに0.015%

なお、83年中の規制内容については、58年1月号および6月号「要録」参照。

(1)基準貸出枠

各月末の基準貸出枠は以下のとおり(83年末基準貸出枠=100)(注1)。

(注1) 基準貸出枠と貸出準備率の関係は以下のとおり。

	対象貸出*	通準備率	常準備率	追加準備率
イ. 一般枠	ロ、ハの対象貸出を除く全貸出	適用	適用	適用
ロ. 特別枠	輸出・設備投資・住宅関係貸出	適用なし	適用	適用
ハ. 枠なし	経済社会開発基金からの借入を原資とする貸出等	適用なし	適用なし	適用なし

* 貸出準備率制度の適用対象金融機関等向けの貸出および外貨建貸出は除く。

	〔一般枠〕(注2)			全対象金融機関
	第1カテゴリー	第2カテゴリー	第3カテゴリー	
84/1月	96.5	98 (99)	100 (101)	101
2 "	"	98 (99)	100 (101)	102
3 "	"	98 (99)	100 (101)	103
4 "	97	98 (99)	100 (101)	104
5 "	"	98 (99)	100 (101)	105
6 "	"	98 (99)	100 (101)	106
7 "	"	98 (100)	100 (102)	107
8 "	95.5	98 (100)	100 (102)	108
9 "	"	98.5 (100.5)	100 (102)	109
10 "	96	99 (101)	100 (102)	110
11 "	"	99 (101)	100 (102)	111
12 "	97.5	100 (102)	100 (102)	112

(注2) 対象金融機関(登録銀行、系統金融機関、金融業者等)の類別は以下のとおり。

第1カテゴリー：83年6月末時点の追加準備率対象貸出が150億フランを超える金融機関

第2カテゴリー：第1・第3カテゴリー以外の金融機関

第3カテゴリー：中長期信用銀行、割賦信用専門機関・リース会社等金融業者

カッコ内は、83年6月末時点の追加準備率適用対象貸出残高が2億フラン以下の金融機関を対象とする優遇枠。

(注3) 輸出・設備投資関係貸出を対象とする優遇枠。なお、住宅関係貸出については、別途、以下の特別枠を設定(83年末基準貸出枠=100)。

84年1～6月の各月末：106+83年中の当該貸出増加額の50%

7～12月 " : 112+同90%

基準貸出枠の未使用分については、翌月以降12ヵ月間(従来は6ヵ月間)に限り、任意の月の基準貸出枠に上乘せすることができる。ただし、特別枠の未使用分を一般枠に上乘せすることは不可。また、住宅関係貸出を対象とする特別枠については、未使用枠の繰延べは不可。

なお、対象貸出残高の算出に当たっては、年初来の債券発行増加額の80%相当額、および年初来の自己資本増加額の150%相当額が控除される(従来の当該控除率は各々、90%、130%)。

(2)今次規制の特徴点

イ. 一般枠の基準貸出枠を金融機関の規模別に設定していること(81年以来3年振りの措置)。

ロ. マネーサプライ目標増加率の引下げに対応し、一般枠を厳しく抑制していること。特に、大規模金融機関については、景気の低迷に加え、クレディ・ナショナル等特殊金融機関を通ずる低利・長期の制度金融が増加していることもあって、企業からの借入れ需要が鎮静をみている状況にかんがみ、基準貸出枠を前年比削減(削減率は年末比較で2.5%)。

ハ. 最近における金融部門の債券発行活発化を眺め、対象貸出残高の算定に際して債券発行残高増加額に対する控除率を下げていること(従来90%→80%)。

ニ. 自己資本の充実を促進するため、対象貸出残高の算定に際して自己資本増加額に対する控除率を上げていること(従来130%→150%)。

ホ. 基準貸出枠の未使用分の繰延べ使用可能期間を従来の6ヵ月から12ヵ月に延長していること。

◇イタリア銀行、84年銀行貸出目標増加率を決定

1. イタリア銀行は12月30日、84年の民間部門向け銀行貸出目標増加率を12.5%と83年(+14.0%)を下回る伸びに抑制するとともに、各行毎に設定していたガイドライン枠(注)を撤廃し、当分の間、上記目標の範囲内で、各行の自主運用に委ねる方針を明らかにした。

(注) イタリア銀行は金融政策の弾力的運用、資金配分の適正化を推進する観点から、83年7月以降直接貸出規制枠を撤廃し(58年7月号「要録」参照)、その代わりに各行との紳士協定に基づきガイドライン枠を設定する方式を採用したが、今回このガイドライン枠も廃したことから、貸出規制の弾力化がさらに進められたことになる。

2. 今次措置についてイタリア銀行では、「財政赤字の拡大基調が一向に改まらず、またインフレ率も近隣諸国を大幅に上回る高水準にある状況下、金融引締めスタンスの堅持は当然である。もっとも、景気の低迷を反映して企業需資が鎮静しており、インフレ率も幾分は低下するとみられることから、各行の自主運用に委ねても上記目標の達成は可能と判断した」と説明している。

◇スイス中央銀行、84年の通貨量目標値を公表

1. スイス中央銀行は12月16日、84年の中央銀行通貨量(注)の目標増加率を83年と同様年平均3%とする旨決定、発表した。

(注) 流通現金+中央銀行預け金

2. 本件に関し、同行は要旨以下のプレスコミュニケを発表した。

「スイス中央銀行はスイス政府とも協議のうえ84年の通貨量目標増加率を年平均3%とすることを決定した。84年の金融政策運営にあたっては、本目標値を指針に中長期的な物価の安定を第一義としつつ、現在の景気回復の足取りを確実なものとしていくうえでの十分な流動性の供給にも配慮していく方針である。

なお、83年の通貨量増加率は目標(3%)を0.5%強方オーバーシュートする見込みであるが、これは主として為替市場での介入に起因したものである。」

◇スイス中央銀行、スイス・フラン建外債の発行規制を緩和

スイス中央銀行は12月23日、スイス・フラン建公募外債(スイス・フランリンク債を含む)の発行に関する規制を次のとおり緩和し、84年1月1日から実施する旨発表した。

(1) 1銘柄あたりの発行限度額を従来の1億スイス・フランから2億スイス・フランに上げる。

(2) Waiting List 方式による起債調整(注1)を廃止し、発行時期は原則として起債者の希望通り(注2)とする。

(注1) これまでの起債ルールは、起債者が事前にスイス中央銀行に対し起債希望を伝え、これをもとにスイス中央銀行が Waiting List を作成のうえ、市場の消化状況をみながら順次発行を許可していく方式。

(注2) ただし、起債にあたっては従来通り受託銀行が起債者の委任状を添えて文書による起債申請を行い、スイス中央銀行の事前許可を受けることが必要。

なお、市中金融筋では本措置は「国際的な金融・資本取引の場としてのスイス市場のステイタスを維持する見地から漸進的に進めてきた資本輸出規制緩和措置の一環(注3)をなすものと受け止められている。

(注3) スイス・フラン建公募外債に関し、今回の緩和措置の対象とならず、引続き残存する主な規制は①Lead Manager または Co-Manager としての外銀(外国所在)のシ団参加禁止(Sub-underwriter は可)および②8年未満の債券発行禁止の2点のみとなる。また、同私募外債については、スイス所在銀行による債券保管義務を除き、すでにほぼ自由化されている。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、第5次5ヵ年計画を全面修正

韓国政府は12月22日、現行第5次5ヵ年計画(1982~86年)を全面的に見直した修正計画(1984~86年)を発表した。今次修正計画においては、外資に依存した公共事業計画の縮小などによる対外債務の圧縮および輸入抑制を通じた国際収支の改善が最優先課題とされている。

修正計画の主な内容は次のとおり。

(1) 実質成長率……年率+7.5%と当初計画比不変。

(2) 物価……最近の安定傾向を踏まえ、当初計画に比べ大幅な鎮静化を期待(修正計画における86年のGNPデフレーター上昇率目標、+2.0%)。

(3) 国際収支……輸出、輸入とも大幅に下方修正(86年の輸出当初計画530億ドル→修正計画357億ドル、輸入当初計画555億ドル→修正計画351億ドル)。

第5次5ヵ年計画の主要経済指標

	単位	当初計画		修正計画	
		1983年	1986年	1983年	1986年
実質成長率	%	7.5	7.5	9.0	7.5
名目GNP	億ドル	914	1,452	749	973
1人当り 名目GNP	ドル	2,287	3,471	1,875	2,325
輸出	億ドル	305	530	232	357
輸入	億ドル	342	555	250	351
貿易収支	億ドル	△37	△25	△18	6
経常収支	億ドル	△44	△36	△16	4
対外債務残高 マネーサプライ <M ₂ >前年比(未 残)	億ドル	457	645	406	474
	%	23.0	20.0	15.0	11.5

対外バランスは計画期間中徐々に改善し、86年の貿易収支および経常収支は小幅ながら黒字に転化する計画(修正計画、貿易収支+6億ドル、経常収支+4億ドル<当初計画はそれぞれ△25億ドル、△36億ドル>)。

(4)対外債務……86年末の対外債務残高を当初計画に比べ大幅に圧縮(当初計画 645 億ドル→修正計画474億ドル)。このため、外資導入による公共事業計画の一部を縮小・延期。

◇タイ、公定歩合を引上げ

タイ中央銀行は12月9日、基準貸付金利を11.5%から13.0%に、高率適用貸付金利(注)を13.0%から14.5%にそれぞれ引上げ、即日実施する旨発表した。

今回の措置は、「①最近金融市場の逼迫感が強まり市中金利が上昇をみていること(銀行間金利、83/3月11.0%→6月12.0%→9月14.5%)、また②輸入増大によって貿易収支の急速な悪化を招いていることに対処してとられたもの」(Kietisak Meecharoen 中銀総裁室副室長)と説明されている。なお、同国の公定歩合引上げは81年7月8日以来、2年5ヵ月ぶり。

(注) 各市中銀行預金残高の1%相当額を超える貸出しに適用。

	基準貸付金利	高率適用(注)貸付金利
81年末	14.5%	16.0%
82年 4月20日	↓	17.0
8月10日	14.0	16.0
25日	↓	15.0
10月28日	12.5	↓
83年 1月12日	11.5	13.0
12月9日	↓	14.5

◇豪州、管理フロート制から変動相場制に移行

大量の投機資金流入に伴う市場の混乱から12月9日に外為市場の一時閉鎖に踏切った豪州政府は12月11日、「従来の管理フロート制から変動相場制に移行する」(キーティング蔵相)旨発表した(12月12日実施)。

また、変動相場制移行に伴い、外為取引の円滑化を図る見地から為替管理の緩和措置も同時に決定されている。

豪州準備銀行より公表された今次措置の概要は次のとおり。

(1)変動相場制への移行

——同国外為相場の運営については83年10月28日から一部弾力化措置を実施(83年11月号「要録」参

照)していたが、12月12日以降は①76年11月以降実施されていた貿易加重平均指数(Trade Weighted Index)に基づく相場決定方式を廃止し、変動相場制に移行するとともに②為銀の外貨持高規制超過分に対する準備銀行との決済義務を解除する。なお③準備銀行は相場的大幅変動を回避するため、適宜、直物市場への介入を実施することとする。

(2)外貨スワップ取引の認可、先物予約の実需原則維持——豪州居住者が外貨スワップ取引契約を締結することを認める。

——先物予約については従来通り貿易取引ならびに同関連の貿易外取引決済に限り認めることとし、資本取引についてはこれを認めない。

(3)貿易決済、外貨預金設定等の自由化

——非居住者による豪州国内に対する直接投資、債券投資については引続き各々外資規制法ならびに外資接収制限法(Foreign Takeovers Act)に基づく承認を要することとするが、貿易決済取引、外貨預金の設定等に関する制限は撤廃する。

(4)居住者の直接投資、証券投資の自由化等

——居住者による海外直接投資は準備銀行に対する事前届出制により実質自由化、同証券投資は完全自由化。

(5)海外送金、外貨持出規制の緩和

——居住者による海外送金、利払い等は1万豪ドル超の案件については承認を要するものの、それ以下の案件については為銀に対する届出のみにより自由化。

——海外旅行・移住に係る外貨持出規制を全廃。

(6)非居住者の豪州国内での借入ならびに起債等の自由化

——非居住者による豪州国内での借入ならびに起債、豪州の証券市場における新規上場についての承認制度を撤廃(なお、居住者の海外借入は当面、当局の承認を要することとする)。

共産圏諸国

◇ソ連、1984年経済計画を決定

ソ連邦最高会議は12月27日、1983年経済実績見込みを発表すると共に1984年経済計画を採択した。これによると、83年の経済指標の多くは82年に比べ改善を示している。また、84年計画は以下のとおりであるが引続き生産性の向上等経済効率の改善に重点が置かれ成長率目標等は比較的控え目なものとなっている。

ソ連の主要経済指標

(前年比・%、5ヵ年計画は年平均伸び率)

	1981年 実績	1982年 実績	1983年		1984年 計画	1981~85 年計画
			実績見込み	計画		
国民所得	3.2	2.6	3.1	3.3	3.1	3.4
鉱工業生産	3.4	2.8	4.0	3.2	3.8	4.7
うち生産財	3.3	2.8	3.9	3.1	3.7	4.6
消費財	3.6	2.9	4.1	3.5	4.0	4.8
農業生産	△2.0	4.0	3.6	10.5	6.4	2.5
投資総額	3.0	2.0	n.a.	4.4	5.2	2.0
工業の労働生産性	2.7	2.1	3.5(注)	2.9	3.4	4.2
1人当り実質所得	3.3	0.1	2.0	3.0	3.5	3.1
小売売上高	4.4	0.3	2.7	5.4	5.4	4.2

(注) 全産業平均の労働生産性。

(1)国民所得は前年比+3.1%と、現行5ヵ年計画の目標値(81~85年平均+3.4%)をやや下回る伸びを設定。

(2)鉱工業生産は、前年比+3.8%と、83年実績見込み(同+4.0%)をやや下回る伸びを見込んでおり、内容的には消費財の増産(同+4.0%)に力が注がれている。こうした目標を達成するため労働規律の強化を礎に引続き生産性の向上(同+3.4%)を図る。

(3)農業については、国内自給率の向上をめざして、意欲的な増産計画を策定(83年実績 前年比+3.6%→84年計画同+6.4%)。

(4)投資面では、ボトルネックである農業・輸送部門の基盤整備に加えて、省エネルギー、オートメーション化投資を重視し、全体として高目の伸び(前年比+5.2%、

5ヵ年計画同+2.0%)を設定。

◇中国、中国工商银行を設立

中国は1月1日、中国工商银行(董事長 朱田順、行長 陳立)を設立した。同行は、中国人民銀行の純粋な中央銀行への特化(11月号「要録」参照)に伴い、従来人民銀行が兼務していた普通銀行機能を引継ぐために新設されたもの。主な業務は、①個人、企業等の預金受入れ、②国営・集団所有制企業、個人企業に対する運転資金、一部設備資金の貸出および企業の資金管理、③企業取引の振替決済、④企業の経営指導、リース、⑤人民銀行から委託された現金管理、等とされている。

◇中国、84年国債発行計画を公表

中国国务院は1月4日、財政資金の不足を補填するため84年も前年と同額の40億元の国債を発行する旨公表した(81~83年の発行総額は130億元<歳出に占めるウェイト約4%>)。発行要領は次のとおり。

- (1)期間……10年。5年間据置き後、6年目から個人購入分は抽選償還、企業消化分は5回均等償還。
- (2)利回り……個人向けは年利8%(単利)、その他は4%(同)。
- (3)券面額……5元、10元、50元、100元の4種類。
- (4)引受け先…国営企業、集団所有制企業等団体向け18億元、個人向け22億元。
- (5)条件……通貨としての使用、転売は禁止。